

○千葉大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(平成16年4月1日)

改正 平成16年6月1日 平成17年4月1日
平成17年11月1日 平成18年4月1日
平成19年4月1日 平成21年4月1日
平成23年4月1日 平成23年10月1日
平成26年10月1日 平成27年10月1日
平成28年4月1日 平成29年4月1日
平成30年4月1日 平成30年8月1日
令和元年5月1日 令和5年4月1日
令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 千葉大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の設置については、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする本学が受け入れる寄附金を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するもので、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に基づく寄附者からの寄附金により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するもので、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に基づく寄附者からの寄附金により教員給与、研究費、旅費等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 三 部局 各学部、各研究科、各研究院、附属図書館、医学部附属病院、各共同利用教育研究施設、各基幹、各機構、国際共同教育研究施設及び未来粘膜ワクチン研究開発シナジー拠点をいう。
- 四 部局長 前号の部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座等の名称について、寄附者から依頼があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附者から寄附講座等の設置の申込みがあった場合、当該寄附講座等の設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、教授会又は教授会に準ずる機関等の議を経て、その設置を学長に申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 寄附講座等設置申込書
- 二 寄附講座の概要又は寄附研究部門の概要
- 三 担当教員の履歴書及び就任承諾書

(設置内容の変更)

第6条 部局長は、寄附者から寄附講座等の設置内容の変更の申込みがあった場合、当該寄附講座等の設置内容の変更が本学の教育研究等に支障がないと認めたときは、教授会又は教授会に準ずる機関の議を経て、その設置内容の変更を学長に申請することができる。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- 一 寄附講座等設置内容変更申込書
- 二 担当教員の設置内容変更承諾書

(設置及び設置内容変更の決定)

第7条 学長は、前2条の申込みがあった場合は、寄附講座等の設置又は設置内容の変更を決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により寄附講座等の設置又は設置内容の変更を決定したときは、その旨を当該部局長に通知するものとする。

(存続期間)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続きは、設置の例による。

(成果の公表)

第9条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該教育研究の成果の概要をとりまとめ、学長に報告するとともに、公表するものとする。

(担当教員)

第10条 寄附講座等を担当する教員（以下「担当教員」という。）は、当該寄附講座等の設置のために受け入れる寄附金によって雇用する者で、その選考は、国立大学法人千葉大学における大学教員の選考に関する規程に準じて行うものとする。

2 担当教員は、国立大学法人千葉大学客員教授等称号付与規程に定めるところにより、客員教授、客員准教授又は客員研究員と称することができるものとする。

(構成)

第11条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授相当者1名及び准教授又は助教相当者1名を単位とする担当教員で構成するものとする。ただし、特段の事情がある場合で、学長が認めたときは、この限りでない。

2 寄附講座等には、原則として常勤（国立大学法人千葉大学特定雇用職員就業規則第18条の適用を受ける職員）の教授又は准教授相当者いずれか少なくとも1名を配置するものとする。

(受入教員)

第12条 寄附講座等を設置した部局において、寄附講座等における教育研究、運営及び連絡調整を行う教員（以下「受入教員」という。）を置くものとする。

2 受入教員は、前項の部局の教授、准教授、講師又は助教の職にある者（特定雇用職員を含み、第10条に規定する担当教員を除く。）とする。

(職務内容)

第13条 担当教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内でその他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

(経理等)

第14条 寄附講座等に係る経費は、国立大学法人千葉大学奨学寄附金受入規程に定めるところにより寄附金として受入れ、国立大学法人千葉大会計規程により経理するものとする。

2 前項の寄附講座等に係る経費の寄附は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を受け入れることができる。

(発明に係る特許等の取扱い)

第15条 担当教員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程及び国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月1日）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月1日）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月1日）

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和元年5月1日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第3号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条及び第12条の規定は、令和6年7月1日以後に寄附講座等の設置の申込みのあったものについて適用し、同日前に申込みのあったものについては、なお従前の例による。